平成２８年（フ）第２６号
相模原市南区上鶴間本町８丁目18番16号　松永ハイツ202号
債務者　早川　誠二
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３１号
神奈川県座間市緑ケ丘５丁目14番６号　ベルフルール緑ケ丘Ａ－２号
債務者　岡治千枝子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３２号
相模原市南区麻溝台８丁目19番７号　メゾン麻溝台302
債務者　韮澤　　修（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３３号
相模原市南区東林間６丁目９番28号　ＦＭコーポ103
債務者　大本　　晃
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３４号
相模原市中央区宮下本町１丁目11番４号　シティーフェイスパートⅡ　110号室
債務者　生津江雅子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３７号
相模原市南区上鶴間本町１丁目16番33号　かさぐらんで202号
債務者　谷　　遷次
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５１７６号
大阪府高槻市高垣町66番７号
債務者　三笘　昌邦
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１７７号
大阪府高槻市高垣町66番７号
債務者　三笘二二子
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１９５号
大阪府豊中市稲津町２丁目11番５－201号
債務者　岸本　朝乙
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２２５号
大阪府茨木市橋の内３丁目14番28号
債務者　谷内美佑紀
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２４４号
大阪市住吉区苅田７丁目12番19―402号
債務者　山田　正子（旧姓土師）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２８８号
大阪市平野区長吉出戸１丁目７番25号
債務者　石川　伸幸
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６１号
大阪府阪南市石田600番地の６（７棟101号）
債務者　若野きち衣
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１２号
大阪市生野区舎利寺３丁目２番７号
債務者　原田　克規（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３６号
大阪府箕面市如意谷４丁目６番５－202号、前住所大阪府箕面市如意谷４丁目６番12―903号
債務者　堀家　敏治
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４９号
大阪市住吉区苅田３丁目８番23―101号
債務者　中谷　光佐
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５０号
大阪市淀川区新高２丁目18番11号　かねまつ扶佐303号
債務者　村中　　学（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部